

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「事業場」という。）に雇用され、経理等の事務に従事していた。

請求人によると、請求人は、平成〇年〇月頃から頭痛、頭が重い、腹痛、めまい、涙が止まらないといった症状が出始めたため、同月〇日Dクリニックに受診したところ「眩暈症」と診断されたが、仕事は続けていた。平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日、就業中にケガをし同年〇月まで休業していたが、平成〇年〇月に出勤したところ請求人の机はなく、所長からは「あなたが休んでいる間に仕事の内容が変わってしまった」などと言われ、同年〇月退職した。

その後、請求人は、同クリニックに通院していたが、症状の改善がみられなかったため、平成〇年〇月〇日Eクリニックに受診し「うつ病エピソード」、同年〇月〇日F病院に受診し「うつ病」とそれぞれ診断された。

請求人は、事業場での毎日の残業、所長からの不正行為の強要、男性社員のセクシュアルハラスメントなどが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日頃に「F32 うつ病エピソード」を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状等の経過からみて、G医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受

けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に起きた労働災害により負傷したが、事業場は労災保険の使用を認めず、民間の傷害保険の請求だけで済ませようとしたことが原因となって本件精神障害を発病したと主張しているため、以下検討する。

(イ) 請求人らは、要旨、請求人が工作中的の事故なので労災保険を使うと本社に報告したところ、H所長から電話があり労災保険を使わないで欲しいとの内容で2時間くらい説得されたが断ったと述べている。

当該出来事は認定基準別表1の出来事の種類の「業務に関連し、違法行為を強要された」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるところ、請求人は、工作中にケガをしたため労災保険の使用をめぐって事業場ともめているが、事業場の説得を拒否し労災保険給付を受けたこと、事業場も工作中的のケガであることを認めていることから、当審査会は、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) なお、請求人らは、精神障害発病前おおむね6か月間における請求人の時間外労働時間について、午後6時から午後11時頃までの恒常的な時間外労働、タイムカードを打刻した後の時間外労働や打刻しないで休日労働を行った旨主張している。当審査会においては、同主張について一件記録を精査したが、請求人らの主張を裏付ける事実は確認できなかった。そこで、タイムカードにより集計したところ、発病前3か月目に86時間の時間外労働が認められるが、月100時間程度となる時間外労働は認められない。

(エ) また、請求人らは、①平成〇年〇月〇日社内において就業中に転倒し、腰部・背部等を打撲したこと、②平成〇年〇月に休業から復帰した際、仕事を与えられず、ただ座っているだけの状態に置くという嫌がらせを受けたこと、③復帰後仕事も与えられなかった請求人に対し、退職を強要し、その理由は「労災を使ったこと」だと言われたことが原因となって本件精神障害を発病したと主張しているが、いずれも発病後の出来事であることから、具体的な出来事として評価の対象とはしない。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認め

られない。

エ したがって、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が1つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。